

男女の議員が活躍しやすい 環境整備を目指して

●美里町議会会議規則改正の考え方

議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活躍しやすい環境整備として、議会への欠席の届出事由について、「事故」の表現を「公務、傷病、出産、育児・介護、看護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改めるとともに、医学的な知見を踏まえた出産に係る産前・産後の欠席期間を規定するものです。



令和3年第2回美里町議会定例会が、6月1日から11日までの11日間の日程で開催されました。この議会では、令和3年度の一般会計補正予算や条例の制定・一部改正等が可決しました。また、議員7名による一般質問が行われました。

欠席事由	内容
公務	一部事務組合等の議会や国等の会議等へ出席する場合
傷病	病気や負傷による場合
出産	出産予定日の6週間前から出産後8週間を経過する日までの期間の範囲内
育児、看護、介護	家族に対する育児、看護、介護が必要な場合
配偶者の出産補助	病院の入院・退院、出産等の付添い等の場合
その他のやむを得ない事由	思いがけず生じた悪い出来事や不慮の事態などの場合

—— 産前・産後の欠席期間 ——

